

## 財団法人栃木県産業振興センターホームページ広告掲載実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、財団法人栃木県産業振興センター広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項の規定に基づき、財団法人栃木県産業振興センター（以下「センター」という。）が管理するホームページ（以下「センターホームページ」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、センターホームページへの広告掲載の選定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

### (広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載位置及び枠数は、別途、財団法人栃木県産業振興センター理事長（以下「理事長」という。）が定めるものとする。

### (広告の種類、規格等)

第4条 広告の種類は、バナー広告とする。

2 広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル 横140ピクセル
- (2) 形式 GIF・JPEG（アニメ不可）
- (3) データ容量 8KB以下

### (広告掲載できる者、広告の基準等)

第5条 広告をセンターホームページに掲載することができる者、広告及び当該広告からのリンク先ホームページの内容等については、要綱の規定を適用するものとする。

2 前項の規定によるほか、個別の基準として、次の各号に掲げるものを広告の禁止表現とし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(例) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

- (2) 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

- (3) 閲覧者がセンターに関する情報と錯誤するおそれがあるもの

(例) 「職員採用情報」「災害情報」等の表現等

- (4) 広告の表現及び配色で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

- (5) その他広告の表現として適当でないと理事長が認めるもの

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、原則として6か月単位とする。ただし、6ヶ月を超える月での広告掲載の申込みがあった場合は、それを掲載期間とすることができる。

2 広告の掲載を開始する日(以下「広告掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

3 広告の掲載を終了する日(以下「広告掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、広告掲載開始日又は広告掲載終了日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に基づく休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、理事長が別に定めるものとする。

(広告掲載の募集方法)

第7条 広告は、センターホームページ等により募集するものとする。

2 前項の規定による募集は、広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者は、「財団法人栃木県産業振興センターホームページ広告掲載申込書」(様式第1号)により、センターに広告掲載を申し込むものとする。

2 申込みは、1者につき1枠とする。

(広告掲載の決定)

第9条 センターは、前条の規定により申し込まれた広告について、第4条及び第5条の規定により定められた要件に適合しているかを審査の上、その掲載または不掲載を決定する。

2 前項の規定により、掲載することと決定した広告については、次の各号によりその掲載順位を決定の上、掲載位置を決定する。

(1) 掲載希望月の総数の多いもの

(2) 県内に事業所等を有する企業又は自営業者

3 前項の規定により順位の優劣を判断することができないときは、センターにおいて抽選により順位を決定するものとする。

4 センターは、前各項の規定により掲載が決定となった申込者に対しては「財団法人栃木県産業振興センターホームページ広告掲載通知書」(様式第2号)をもって、不決定となった申込者に対しては「財団法人栃木県産業振興センターホームページ広告不掲載通知書」(様式第3号)により通知するものとする。

(契約の締結)

第10条 前条第4項の規定により広告掲載通知を受けた申込者は、センターホームページの広告掲載に係る契約について、理事長と締結できるものとする。

2 理事長は、承諾をした後の事情変更等により、広告の内容及びリンク先ページ等が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 第9条第4項の規定により広告掲載通知を受けた広告主は、第4条及び第5条の規定に基づき作成した広告原稿の電子ファイルを、原則として広告掲載開始日から起算して10日前までのセンターが指定した日までに、センターが指定した場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

3 センターは、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第4条及び第5条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第12条 広告の掲載料は、1枠当たり月額5,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

2 広告主は、前項の規定で定めた広告掲載料を、原則として、センターが指定する期日までに、センターが発行する請求書により6ヶ月分を一括前納するものとする。その際に発生する振込手数料等経費については、広告主が負担するものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 センターは、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 第11条第1項の規定により定められた日までに広告原稿の提出がないとき。

(2) 第12条第2項の規定により定められた日までに広告掲載料の納付がないとき。

(3) 第4条及び第5条の規定に反すると判断したとき。

2 センターは、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 センターは、第1項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、理事長が認めて、やむを得ない場合についてのみ広告掲載の取り消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料の返還について応じるものとする。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により、掲載中あるいは掲載予定の広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面によりセンターに申し出なければならない。

3 センターは、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、理事長が認めて、やむを得ない場合についてのみ、広告掲載の取下げを受理した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第15条 センターは、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第12条の規定により定める広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告原稿等の変更)

第16条 広告主は、1か月を単位として広告原稿又はリンク先ページアドレスを変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、センターにあらかじめ協議するものとし、広告原稿又はリンク先ページアドレスを変更する場合は、第11条第1項の規定に準じて広告原稿を作成し、変更後の広告原稿を添えて財団法人栃木県産業振興センターホームページ広告掲載変更申込書(別記様式第4号)を提出するものとする。

3 センターは、前項の規定による届出があった場合は、変更後のリンク先について、規定に適合しているかを確認の上、リンク先を変更するものとする。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第18条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、センターと広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第19条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、宇都宮地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、センターが別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。